

調査報告

ベトナムにおける障害者の職業訓練と雇用をめぐる動向
—ハノイ、ホーチミン市の障害者施設等の現地調査を通じて—黒田 学ⁱ，野村 実ⁱⁱ，伊井 勇ⁱⁱⁱ

本稿は、ベトナムにおける障害者の職業訓練と雇用をめぐる近年の動向について、首都ハノイおよびホーチミン市における障害者施設等の訪問、現地調査を通じて紹介するとともに、障害者雇用の課題を検討している。調査対象は、ハノイのサオマイ障害児療育センター、ヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センター、ハノイ師範大学ソーシャルワーク学部、ホーチミン市のスワンベーカーリー・グエンチャイ店である。ベトナムは国連・障害者権利条約を2007年10月に署名、2015年2月に批准し、国内法の整備として障害者法を2010年6月に制定し、障害者の権利保障を推進している。しかしながら、ベトナムにおける障害者の就労保障、生活自立に向けた障害者福祉制度、障害者雇用制度の確立が急務であることを現地調査から明らかにしている。また、障害児教育を専門とする教員養成をはじめ、ソーシャルワーカー養成を拡大し、各機関・施設へソーシャルワーカーを配置することの必要性を述べている。

キーワード：ベトナム，障害者雇用，職業訓練，ソーシャルワーク

目次

はじめに

1. サオマイ障害児療育センターにおける職業訓練の取り組み
 2. ヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センター
 3. ハノイ師範大学ソーシャルワーク学部
 4. スワンベーカーリー・グエンチャイ店
- おわりに

はじめに

本稿は、ベトナムにおける障害者の職業訓練と雇用をめぐる近年の動向について、首都ハノイおよび

ホーチミン市における障害者施設等の訪問、現地調査を通じて紹介するとともに、障害者雇用の課題を検討するものである。

ベトナムは国連・障害者権利条約を2007年10月に署名、2015年2月に批准し、国内法の整備として障害者法を2010年6月に制定し、障害者の権利保障を推進している。1990年代には、憲法の大改正(1992年)、労働法典(1994年、2012年改定)、教育法(1998年)、障害者法令(1998年)および関連政令(1999年)、社会救済政策に関する政令(2000年)等が制定され、障害者施策に関わる法体系が整備されてきた。また、1986年のいわゆる「ドイモイ(刷新)」政策により市場経済化と対外開放を進めてきた。2018年には、実質国内総生産(GDP)成長率が7.08%(ベトナム経済統計総局)というように高い経済成長を遂げており、米国リーマン・ショックが起きた2008年以降最大の伸びを示している¹⁾。なお、

i 立命館大学産業社会学部教授

ii 大谷大学文学部助教

iii 立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程

2010年には、ベトナムはその経済規模の拡大から発展途上国から中進国(中所得国)へと転換している。

ベトナムの障害者人口(2016年)は、ベトナム統計総局がUNICEFの技術支援を受けて実施した全国障害者調査によると、2歳以上の人口の7%以上(約620万人)に障害があり、さらに人口の13%(約1200万人)が障害者のいる世帯である。また、障害者のいる世帯は一般世帯に比べ貧困な状態に置かれていると報告している²⁾。

障害者雇用については、障害者法および労働法典において規定され、2012年の「障害者支援のための国家戦略計画(2012~2020年)」には、25万人の障害者雇用と職業訓練を実施することを目標としている。その他、障害者の職業訓練の組織化に関して、職業訓練法(2006年)に規定されている³⁾。

障害児の就学率については、40%程度(2010年)⁴⁾とみなされていたが、近年では先のベトナム統計総局の調査(2016年)によれば、小学校の総就学率は88.4%(非障害児100.9%)、同様に中学校74.7%(同94.3%)、高校39.4%(同75.8%)としている⁵⁾。なお、筆者はベトナムにおける障害児教育に関わる実情をいくつかの地域で調査してきた(黒田 2008, 2011a, 2011b, 2015, 2017)。調査を通じての知見から、中途退学者の存在や各種障害児者センターのような学校教育以外での教育、財政支援を受けていない民間施設での教育などの状況を踏まえると、僅か6年程度の経過で就学率が倍増しているとは考えにくい。また、たとえ就学できても障害や特別な教育的ニーズに対応した専門性を担保した教育がなされていると言いがたい⁶⁾。

いずれにせよ障害児の全員就学は未達成の状況にあるといえ、「障害児者に対しては、実質的な『就学猶予、就学免除』の状態であっても法的な強制力をもって就学を実現する制度になっていない」(黒田 2015: 184)のである。そのため後述するサオマイ障害児療育センターのような民間施設が、未就学児への療育に留まらず、就学年齢を迎えた子どもたちの準備教育を含めた教育保障、義務教育の学齢を過

ぎた青年への教育、就労訓練を担っている。また、国内58省中32省では障害児に対する教育支援センターや特別学校が設置されていない(ディン 2017: 32)。その上、特別学校の運営形態については、国公立だけではなく、赤十字社のような非営利法人(国からの財政保障なし)が見られる。

障害児教育の専門家養成は、2001年に開設されたハノイ師範大学特別教育学部、2003年に開設されたホーチミン市師範大学特別教育学部などで担われているが、全国各省すべての教員養成機関で養成されているわけではない。したがって、障害児に対する学校教育は、就学率の向上と全員就学の達成、安定的な学校運営と財政保障、専門性を担保した学校教員養成という課題がある。

なお本稿と関わって、2016年11月には、ハノイにある2つの障害者による社会的企業(KymvietとImagtor)を訪問調査し、肢体障害者や聴覚障害者の雇用状況の一端を把握した(黒田ら 2017)。したがって、本稿は、これまでの研究を踏まえながら論を展開したい。

現地調査の対象は、ハノイにあるサオマイ障害児療育センター、ヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センター、ハノイ師範大学ソーシャルワーク学部、ホーチミン市にあるスワンペーカーリー・グエンチャイ店であり、調査日は2019年9月3日~7日である。なお、本稿では、各センター長等へのインタビュー結果に加え、訪問先で入手した資料(パンフレット、報告文書等)および訪問先でのプレゼンテーション、施設見学で得た視察内容をもとに論述している。

本稿は、「はじめに」と「1.」「3.」「おわりに」を黒田が、「2.」を伊井が、「4.」を野村がそれぞれ分担執筆し、執筆者による研究会での報告と討議を踏まえ、黒田が全体をとりまとめている。

1. サオマイ障害児療育センターにおける 職業訓練の取り組み

サオマイ障害児療育センターについては、筆者は

これまでにその概要や取り組みについて幾度か紹介している（黒田 2008, 2011b, 2015, 2019）。本稿ではそれらの点を踏まえつつ、その後の取り組み、その特徴について、本調査⁷⁾に基づいて整理したい。

(1) センターの概要

本センターは、ハノイ市内に1995年に開設され、その後2006年6月に現施設（5階建の建物で米国の財団による支援で建設）が開設された。本センターは非営利の民間施設であり、「障害児を支援する会」の法人登録施設である。1歳から16歳までの知的障害、自閉症、ダウン症、脳性麻痺、ADHDなどの障害のある子どもたちのために、障害の診断と療育という早期介入、幼稚園への入園や学校就学への準備教育、職業訓練、個別療法等が取り組まれている（毎日通所する子どもは約200人）。開設以来、5千人以上の子どもたちを支援し、毎年300人以上に早期介入を実施し、これまでに700人以上の子どもたちが通常学校や幼稚園に就学就園している。ただし民間施設であるため利用料の保護者負担が必要であるが、月収50米ドル以下の世帯に対してはセンター独自の奨学金制度（毎年40人）を運用している。海外から研究者や専門家、ボランティアを積極的に受け入れ国際的な取り組みにも力を入れている。2004年には、センターを利用する保護者による「親の会」を組織している。

(2) 職業訓練の取り組み

さて、本センターの職業訓練の取り組みは、2008年に併設したカフェが出発点となっている。カフェは、国際女性クラブなどの支援により開設、運営されており、知的障害や自閉症などの障害のある青年の社会スキルの向上と就労に向けた訓練を行う場であり、あくまでも非営利の活動であり、地域社会の人びとに開放された場でもある。また、フェイスブックを開設し、障害のある子どもたちの家族をはじめ、カフェ利用者やボランティアの交流を進め、障害者理解や啓発にも取り組み、障害者の自立生活へ



写真1-1 ケーキ作りプロジェクト（筆者撮影）

の支援者を組織している。

障害のある青年たちは、コミュニケーションスキルや生活スキルが限られているため、カフェは彼らがそれらを実践的に体験、学習できる環境となっている。具体的には、飲み物の準備、金銭の授受と計算、サービスやコミュニケーションの方法、料理や製パン、クッキー、ケーキの製作、皿洗いや清掃などを学習している。彼らは、各家庭での家事に積極的に関わるようになり、自信を持って積極的にコミュニケーションを図るようになったという。

特に2018年6月からは、ハノイ国際女性クラブの支援を受け、「ケーキ作りプロジェクト」を開始した。担当教師（2人）はケーキ製作を教えるために他所で専門的な研修を受け、同年8月からケーキ製作の職業教育を開始し現在に至っている（週2日開講）。製作されたケーキやクッキー等はカフェで販売され、即日完売という状況であり、好評を博している。

その他に、2012年からはガーデニング活動を開始し、センターの中庭で植物、野菜の栽培を手がけ、植物の好きな子どもたちには生活スキルを高める場として、青年たちには野菜栽培の職業訓練の場として取り組まれている。

(3) 小括

このように本センターは、開設から約25年にわたって障害のある子ども・青年に対して、就学前から

就学、さらには生活自立を旨とする社会への移行教育に積極的に取り組んでいることがわかる。日本や先進諸国における障害児教育・福祉の発展の歴史を振り返ると、障害児の全員就学を果たしながら、卒業後の進路保障、生活自立に向けた社会的支援、就労保障がなされてきた。しかしながら、ベトナムの状況はそのような過程を歩まずに、全員就学が達成されず、かつ経済社会が高度に成長する中で、障害者の生活自立の課題が喫緊となっても、就労訓練等が政策的に追いついていないといえよう。そのような実態の進行に対して、本センターは、就学前の早期介入を軸としながらも、生活自立と就労保障に向けた先駆的・実践的な教育に積極的に取り組んでおり、このような先駆性が全国的に認知され、各地でも同様の取り組みが展開することを期待したいところである。

2. ヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センター

(1) センターの概要

ハノイ市北部にあるヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センター⁸⁾は、障害者への就労支援を行う施設



写真 2-1 ヴィ・ガイマイセンター外観
(筆者撮影)

であり、2002年に非営利組織として設立された。2009年には、「障害児を支援する会」によって、現在の提供サービスの中心であるヘルスケアセンター、職業指導、障害のある若者の生産組織が公的に運営された。職業支援や技能を習得し雇用を創出することで、障害のある若者に安定と幸福な人生をもたらすことを研修生支援のミッションとしている。本センターの目的は、必要な生活上のスキルを障害のある研修生に習得させることである。具体的には、ヘルスケアやリハビリテーションを通じた職業指導、雇用の創出、自立した生活のサポートを行うことである。

本センターの運営資金は、その99%が寄付や NGO を通じたプロジェクトによるものである。現在の本センター活動場所である、オフィス、工場、寮施設は賃借りをして運営されている。

(2) センターの活動実績

本センターの就労支援および地域活動等の実績は、以下の通りである。

本センター設立の2002年～現在までの15年間以上、職業支援活動を1500人の障害のある青年へ提供している。研修終了後は、80%以上の研修生が実生活に適応している。教育を受けていない障害のある人々が本センターの就労支援プログラムを利用し、毎年30～50人ほどが研修を受けている。また、一般企業4社と生産・販売（商業）を行う3施設の指導や支援を行い、障害のある人に対し200人以上の雇用を創出している。さらに、地域における社会貢献活動および啓発活動として、障害のある人の平等と包括の実現を目指し、100以上のイベントを組織している。

本センターは、WSBT-Korea、カリタス・ドイツ、USプロジェクトによる基金など、世界各国のプロジェクトから支援を受け様々な活動を行っている。また、車いすを無料で提供することや、整形外科センターの委託で義足や義肢の更新・取り換えを約200人に行っている。そのほかには、262セットのプ

ランケット・シーツ・枕の提供（プロジェクト名：Warm Winter）を262人の障害のある女性に行っている。また、センターを利用する2人の研修生は、教職資格を持った教員として活動している。

さらに、スタッフ研修等も積極的に行われており、世界フェアトレード機関（WFTO）が主催するイベントに継続的に参加している（開催地：韓国、タイ、ドイツ、フランス、イタリア、インド）。また本センタースタッフの専門的な技術の向上を目的に、平均して年間7～10人のスタッフを研修に送り出している。2014年には、本センターの活動は、カリタス・ドイツに高く評価され、ドイツに招待され研修を行った。

本センターは、その活動実績が評価され多くの表彰を受けている。2011年には、ベトナムの障害者組織の優良10団体のうちの1つとして表彰を受け、2016年にはハノイ市労働傷病兵社会局より職業指導と障害者雇用の創出についての表彰など、数多くの国家的な表彰を受けている。

(3) センターの活動内容と課題

ヴィ・ガイマイセンター活動内容と課題は以下の通りである。

本センターを利用する研修生の年齢は、15～30歳が最も多く、6カ月と12カ月の2コースの研修プログラムがある。本センターを利用する研修生の受講料は無料であり、上記の通り運営は寄付やNGOを通じたプロジェクトにより行われている。研修内容は、食事に際した栄養面の指導や生活全般における生活スキルの指導、職業指導としては、縫製や刺繍、プレゼント用品などの生産などを行っている。

本センターの職業指導は、教育センターなどをはじめとする本センター以外の施設とは異なる。短期間で生産工程の部分的な指導を行うのではなく、長期的に研修生と関わり一連の仕事を教えることを特徴としている。その理由は、第1に障害者雇用の少ない現状の中で様々な作業工程に適應するためであり、第2に1つの作業として教えるのではなく一連

の流れの中で1つの仕事として教え、研修生には仕事の達成感を実感してもらうためである。

また、本センターには障害のある研修生が利用できる寮（センターの敷地内に男性寮1棟、女性寮1棟）が設置されている。寮を利用する研修生は、自宅と本センターが遠いために寮を利用する場合と、車いすを使用する研修生は、公共交通機関を利用できないため寮を使用する場合がある。なお、寮を使用しない研修生は、バスなどの公共交通機関を利用して、本センターまで通っている。

本センターの課題としては、重い障害のある人を募集の段階で受け入れることができていないことである。その理由は、職業指導が難しく就職活動も困難となる場合が多いためである。特に、知的障害者への指導は難しく、身体障害のある研修生に比べて知的障害のある研修生の割合は少ない状況である。また、本センターの研修生の募集は、調達できた支援金のみで運営するため、研修生の人数に制限が生じている。

また主な就職先は、縫製工場、IT関係の工場が多い。本センターはハノイ市にあるが、ホーチミン市をはじめとする南部へ就職する事例もある。研修終了後は、上記の通り約80%が就職し実生活に適應している。その一方で、就職意欲が高く、就職技能を有している研修生であっても、ベトナム国内では障害者を雇用する就労先がなく、その場合は本センタ



写真2-2 ペーパーウェイトの製作（筆者撮影）

一にて研修を延長する措置を取っている。これは、ベトナム国内全体における障害者雇用の課題である。

なお、現在のところ本センターの支援は、ドイツ、フランス、韓国などが中心であり、日本との繋がりはない。

(4) センターの活動計画と展望

本センターの展望は、提供を受けた資料(英文)に記されている2015年から2020年までの活動計画をもとに記述する。大きく分け、計画には2点の展望と、その実現のために用意された各目標(ターゲット1~3)がある。

まず、展望は、①本センターが専門的な職業指導と雇用を創出する機関であることを広く認知させること、②作業施設の建設を完成させることの2点である。②についてはセンター長との懇談においても、現在の賃借している施設が手狭であるため、さらに有意義な研修が行える環境を確保するため移転したい旨が述べられた。

展望実現のための各目標は、以下の通りである。ターゲット1は、センターの組織をシステム化して、基礎的な指導プログラムを完成させること(生活スキル、文化、手話、職業指導と障害者の起業支援)、ターゲット2は、研修生やスタッフの能力および本センターの管理者能力を高めること、製品の販路拡大、ディーセント・ワークの創出である。ターゲット3は、作業施設の建設と投資(支援)をよびかけることである。

(5) 小括

本調査・視察では、本センターが研修生に対し多くの配慮を行う様子をうかがい知ることができた。また、上記の通り、本センターはベトナム国内および世界の関係各国から高い評価を得ている就労支援センターである。しかし、2015年から計画されている作業施設の建設は、2019年においてもまだ進行していない。このことは支援内容・業務姿勢などに実績のある団体であっても、設備面において研修生を

十分に受け入れられない状況に置かれているといえよう。

また、本センターへの視察から、障害者雇用の問題点が浮き彫りになった。施設見学の際、十分な訓練なしには到底出来ないと考えられる、細やかな作業および技能(ぬいぐるみのようなお土産、プレゼント製品の生産・縫製)が観察できた。これは十分な職業能力を有していると考えられるが、先述した通り、研修を終了し技能を習得した研修生の就職実態には滞りがみられる。本センターのミッションでもある「職業支援と技能の習得し、雇用を創出することで、障害のある若者に安定と幸福な人生をもたらすこと」の実現のためには、ベトナム国内における障害者の雇用機会の量的な拡大が一層求められる。

3. ハノイ師範大学ソーシャルワーク学部

筆者はこれまでに、2001年に開設されたハノイ師範大学特別教育学部(障害児教育教員養成学部)について紹介しているが(黒田 2015)、本稿では本調査⁹⁾に基づいて同大学ソーシャルワーク学部の概要と取り組みの特徴を紹介したい。

(1) 本学部の概要

ハノイ師範大学は、1951年に創立された国立大学であり、人文・社会・自然科学の41学部があり、大学院は修士課程51、博士課程39を擁している。学部学生2000人(1学年)、大学院生1500人(1学年)、教員数1300人からなり、卒業生11万人というベトナム最大規模の教育大学である。また、本学は昼間の正規学生に加え、現職教員の再教育、遠隔地での教員研修なども担っている。正規学生の入試倍率は50倍を超すといわれ、ベトナム随一の難関校でもある。

さて、ソーシャルワーク学部は、2011年に、特別教育学部と政治教育学部を基礎に(一部分離して)開設され、2017年には修士課程が開設され(教員数24人、学部学生数・1学年70~100人、修士課程院生200人)、ソーシャルワークに関する3つの学科

(①総合、②社会保障と地域開発、③子どもと家族)がある。

本学部の教育目標は、①ソーシャルワーカーが人間の尊厳と社会的包摂のために、個人や地域社会を支えること、②高度な資格を持つ専門家と教員によって、質の高いソーシャルワークサービスのためのセンターとなること、③ベトナム北部におけるソーシャルワークのための最大かつ国際的に認められた教育基盤を形成すること、としている。

これらの目標を果たすために本学部は、①ソーシャルワーカーの養成のために、i) 社会的価値と倫理、ii) 社会正義と人々への奉仕、iii) 適格かつ効果的なソーシャルワーク、iv) 社会的および文化的多様性の尊重を推進するとともに、②ベトナム国内および国際社会に対するソーシャルワークの発展への貢献、③困難な生活をする人々を直接支援し、ソーシャルワークのトレーニングとサービスのためのパートナーシップを強化すること、を具体的な教育内容としている。また、本学部における研究は、主要分野として、①子育てと子ども・若者支援、②貧困・社会問題と社会政策、③社会的排除と社会支援、④学校ソーシャルワークをそれぞれ位置づけている。言うまでもないが、以上の中には障害者に対する生活支援や障害者雇用に関わる教育、研究も含まれている。

また、学生の進路・就職先については、労働・傷病兵・社会省 (MOLISA) をはじめとする各省庁、

各地方行政組織 (省、市)、各種社会団体、非営利組織などと幅広いが、安定的な就職先にはなっていないようである。

なお本学部は、2013年4月に、国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) に加盟している。また本学部は、近年、国際交流事業に積極的に取り組んでおり、これまでに米国、スウェーデン、フランス、ベルギー、オーストラリア、韓国、フィリピンなどの各大学と学生レベル、研究者レベルでの交流事業を推進している。

(2) 国際的なソーシャルワーク教育と国際交流

さらに、調査を通じて、本学部の学部長が学部の教育目標や取り組みの特徴を解説した中で、特に注目した点がある。それは、学部長が日本におけるベトナム人の技能実習生問題に触れ、ベトナム人技能実習生が日本社会になじめず、また日本の受け入れ先や日本人がベトナム人の文化や生活についての理解が乏しいことが様々な軋轢や社会問題を生んでいるのではないかと言及した点である。このことは国際的なソーシャルワークおよびソーシャルワーカー養成に関わる課題でもあった。その上で、日本におけるソーシャルワーカーの養成において、ベトナム人をはじめとする異文化理解、多文化共生の視点を持つこと、技能実習生をはじめとする外国人への社会的支援の必要性を求めた。本学部として国際協力、国際交流事業を積極的に進める意義の一つは、そのような国際的な課題解決に向けた取り組みとして位置づけているのだと述べた。

(3) 小括

以上のように本学部は設立から10年弱と歴史的には相対的に短い歩みといえるが、ベトナム国内外の社会問題の解決に向けた本学部への期待と役割について、その主な点を3つ挙げておきたい。

第1は、ベトナムにおける貧困と社会的格差の進行、子ども・青年、障害者、高齢者の生活困難の拡大と社会的支援の必要性という実態に対して、ソー



写真3-1 ハノイ師範大学外観 (筆者撮影)

シャルワーカー養成に期待される点は大きいといえよう。第2は、ベトナム社会の繁栄の陰で進行する貧困と格差の拡大に対して、政策的な対応に加えて、実践的なソーシャルワーク活動を専門的に教育・研究する必要性は大きい。第3は、本学部長の言及のように、日本における技能実習生をはじめとする外国人への社会的支援に関わる問題に対して、日本の各領域のソーシャルワーカーが異文化理解、多文化共生の視点を持つだけでなく、大学等のソーシャルワーカー養成機関で国際的課題に関わる教育や国際交流事業の推進が重要となっている。

4. スワンベーカーリー・グエンチャイ店

ここでは、スワンベーカーリー・グエンチャイ店における障害者雇用の事例から、その取り組みの概要と背景について説明していく。

(1) スワンベーカーリーの設立経緯

まず、スワンベーカーリーの設立経緯について概観しておきたい。1998年に、「クロネコヤマト」や「宅急便」の生みの親としても知られる故・小倉昌男が、自身の設立したヤマト福祉財団、ヤマトホールディングス(株)と共に株式会社スワン¹⁰⁾を設立した。また、株式会社タカキベーカーリーの協力を得て、同

社が開発した冷凍パン生地を使用することで、誰でもパンをおいしく焼けることがわかり、スワンベーカーリーをオープンした。

設立の背景としては、1993年にヤマト福祉財団を設立し、障害者の自立と社会参加の支援を目的としたことが始まりである。1995年の阪神淡路大震災をきっかけに各地の作業所を訪ね、障害者が自立するには程遠い現状に驚き疑問を持ったという。こうした中で、「作品」作りから「商品」作りへの変化を目指したセミナーを1996年から全国各地で開催し、意識改革に取り組んできており、月給10万円以上支払うことを実践する「焼き立てのおいしいパンのお店」を開くことを決意したという¹¹⁾。

スワンベーカーリーの直営店とフランチャイズの沿革については、表1の通りである。1998年6月の第1号店(スワンベーカーリー銀座店)オープン以降、東京都近郊や北海道、北陸地方、中国地方、大阪府などにオープンし、2019年9月現在では直営5店、フランチャイズ店24店となっており、350名以上の障害者が「経済的な自立と社会参加」を果たしているという。以上がスワンベーカーリーの設立経緯と背景であるが、次に、筆者らがグエンチャイ店のマネージャーを対象に現地で行ったインタビュー調査から明らかになった点を述べていく。

表1 スワンベーカーリー直営店とフランチャイズの沿革 (一部抜粋)

オープンの年月日	店名	直営/フランチャイズ
1998年6月16日	スワンベーカーリー銀座店(第1号店)	直営
1999年5月22日	スワンベーカーリー十条店	フランチャイズ
2000年5月19日	スワンベーカーリー落合店	フランチャイズ
2001年11月22日	スワンカフェ & ベーカーリー赤坂店	直営
2000年12月22日	スワンベーカーリー三原店	フランチャイズ
2002年10月25日	スワンカフェ銀座店オープン	フランチャイズ
2013年10月2日	スワンカフェ & ベーカーリー羽田 CHRONOGATE 店	直営
2019年1月7日	スワンカフェ & ベーカーリー グエンチャイ店	フランチャイズ
2019年1月7日	スワンカフェ & ベーカーリー レライ店 ¹²⁾	フランチャイズ

出典 スワンベーカーリーホームページ¹³⁾ より抜粋, 筆者作成

(2) ホーチミン市内でのスワンベーカリー開業の経緯

2019年9月7日に行った今回の調査では、グエンチャイ店ローカルマネージャー（以下、「マネージャー」）、関連会社であるヤマトロジスティクスベトナムのアドバイザーであるローカル社員（通訳兼任）、また、ヤマト365エクスプレスのゼネラルマネージャーから、スワンカフェ＆ベーカリーをベトナムで新たに開業した経緯や、ヤマトホールディングスの関連会社との関わりについての詳細を伺うことができた。なお、ヤマト365エクスプレスは2017年8月にヤマトアジアが51%、365トレーディング・ロジスティクス（365Express）が49%を出資して設立された合弁会社であり、高品質の冷凍・冷蔵の小口配送ネットワークの拡大を目指している¹⁴⁾。

まず、スワンベーカリーのオーナーは、スワン開業前にも様々な活動を行ってきた。たとえば6月1日のベトナムにおける「こどもの日」にもブースを出展するなど、社会貢献活動に精力的に取り組んできたという。こうした背景には、オーナーの「(自分には)仕事もいい生活もあるし、自分より困っている人をサポートしたい」という考えがあり、「障害者の人に幸せなところで働けるように」という理念のもとで、今回の開業に至ったという。

2018年夏に、オーナーが日本のスワンベーカリーを視察し、そこからベトナムでも日本の品質で同じような取り組みを実践していきたいと考えるようになったという。加えて、設備や検査、計画などに要した準備期間はおよそ3ヶ月であることから、意思決定や計画と実行の速さが伺える。さらに、その準備期間においては、日本のタカキベーカリーからパン職人を招き、ベトナムの気候や湿度でどのようにすれば上手くパンを焼くことができるのかを試行したという。

グエンチャイ店およびレイ店提供するパンの生地は全て日本から輸入しており、品質や成形等に関しては全て日本の基準を守っている。日本の冷凍のパン生地は、ホーチミン市内のセントラルキッチ



写真4-1 スワンベーカリー・グエンチャイ店外観
(筆者撮影)

ン（集中的に調理等を行う施設）まで配送されるが、この際のベトナムまでの輸出をヤマトグループと365グループが協力して保冷一貫輸送を行っている。

(3) グエンチャイ店・レイ店における障害者雇用の現状

次に、ホーチミン市のスワンベーカリー・グエンチャイ店およびレイ店における障害者雇用の現状について見ていきたい。

まず、賃金については、障害の有無にかかわらず同一である。また、障害者個々人の体調等に合わせ1日のシフトを柔軟に変更し、休んでもらうこともあるという。実際に働いている障害者の人数と障害種別をみていくと、グエンチャイ店の13人の従業員のうち3人が障害者（1人が身体障害者、2人が知的障害者）、レイ店の5人の従業員のうち2人が障害者（1人が身体障害者、1人が知的障害者）である。なお、働いている障害者は全員、正社員として働いており週に1日の休み、月に1日の有給休暇をとることができるという。

従業員の募集方法については、特別学校（障害児学校／職業訓練所）などの障害者向けの学校や施設に募集をかけており、多くの募集はあったものの、体調などの関係で現在は2店舗で合計5人の障害者を雇用している。5人の障害者の中には、学校の寮

で暮らしている人や一人暮らしをしている人もいるという。また、障害のある従業員の募集に際しては、現在は2店舗の近隣にあるホーチミン市4区の特別学校と連携しているという。

今回の調査では、マネージャーのほかに店舗で働く障害のある従業員A氏¹⁵⁾にもインタビューを行うことができた。A氏は、学生でもあり、現在はシェアハウスで共同生活を送っているという。A氏は「ここ(スワンベーカーリー)で働くことは嬉しい。経済的に自立できる」とした上で、卒業後の進路として「障害のない人と同じような生活がしたい」、そして「自分で自立した生活を続けたい」と話していた。

(4) 小括

ここまで、ホーチミン市におけるスワンベーカーリーの障害者雇用の現状について述べてきた。こうしたスワンベーカーリーの事業展開以外にも、株式会社スワンでは、日本国内にはなるが、「アグリスワン」の取り組みなどの形で、障害者の雇用の場と自立の機会を創出しようと試みている。この「アグリスワン」の取り組みは、施設・作業所事業に野菜販売を組み込み、作業所等に通う障害者が販売して利益を得られるようになる仕組みである¹⁶⁾。

また、ホーチミン市のスワンベーカーリーでは、先述のように障害のある人もない人も給与体系は同じということであったが、インタビューの中では健常者と障害者で軋轢が生じることはないのか、という点についても話を聞くことができた。マネージャーによれば、大学生などの従業員は皆、差別感情を持っておらずそうした軋轢が生じることもないという。加えて、筆者らがインタビューの前後に店舗内を見学した際も、障害の有無にかかわらず従業員は皆、絶えず笑顔で接客し、従業員間でもコミュニケーションをとっている様子を見ることができた。

以上のことから、ホーチミン市における2店舗でも、日本のスワンベーカーリーの形式的なモデル化ではなく、障害者の自立と社会参加という目的や、

故・小倉昌男のノーマライゼーションの理念が確実に受け継がれて経営されているといえよう。また、現在は利用客の半分ほどが外国人観光客であるということであったが、今後の課題としてはベトナム人にいかに(シンプルな)パンの良さを伝えていけるか、ということであった。現状としては、国民食「バインミー」が安価で食べられることから、日本などでも親しまれる「塩パン」は、まだベトナム人には理解されている段階にはないとしているが、今後のスワンベーカーリーの発展と障害者雇用の継続が期待される。

おわりに

ベトナムにおける障害者の職業訓練と雇用をめぐる動向について、調査を通じてその実態を紹介し、問題解決に向けた課題を考察した。まず学校教育に関わる課題は、障害児の全員就学を達成させることであり、EFAおよび障害者権利条約のインクルーシブ教育の観点からも喫緊の課題である。また、ヴィ・ガイマイ障害者職業訓練センターの取り組みから明らかなように、障害者の就労保障、生活自立に向けた障害者福祉制度、障害者雇用制度の確立が急務である。なお、労働法典(1994年、2012年改定)によれば、企業による障害者雇用の促進が奨励されている¹⁷⁾。

さらに、障害児への支援が「専門職個人の愛情や力量、個人の努力に支えられている部分が大きい現状」(武分ら2019: 87)から、障害児教育を専門とする教員養成をはじめ、ソーシャルワーカー養成を拡大し、各機関・施設へソーシャルワーカーを配置することも必要である。

はじめにでも述べたように、2016年11月に訪問調査したImagtorについては、今回は調査対象としていないが、ここで少し紹介しておきたい。Imagtorは、障害のある当事者によって2016年3月に設立され、IT技術によるデジタル画像加工、グラフィック・デザインなどを事業としており、訪問当時の社

員は16人(そのうち10人が肢体障害者)であった。最近の報道¹⁸⁾では、社員の賃金は月額400米ドル近くあり、障害の有無に関わりなく労働条件も賃金も平等にしている。

ベトナム人オーナーによるホーチミン市のスワンベーカリーは、ベトナムにおける障害者雇用の先駆的取り組みである。ベトナム人、ベトナム社会自身が障害者権利条約に基づいて、障害者を排除しない社会をどのように形成、構築するかという政策的、実践的な課題に対する一つのヒントといえるだろう。また、障害当事者による社会的企業や障害者雇用の先駆的取り組み、事業展開がなされる中で、ベトナムに進出する日本などの外資系企業が取引相手として社会貢献の道を開くことも必要であろう。

ただし、ベトナムが途上国から中進国へと成長した社会経済実態から、日本のような先進諸国が一方的に支援する、ベトナムが支援を受けるという関係が大きく変化し、転換の時代にさしかかっている。そういう時代に、障害者施策に関わる国際協力はどうかあるべきか検討すべき時期であろう。

最後に、今後の研究課題は、第1にベトナムにおける社会的企業、障害者雇用の実態調査を継続すること、第2にハノイおよびホーチミン市以外の主要都市での障害者の職業訓練と雇用実績を調査すること、第3に農村部での障害者の生活状況を把握し、農業国ベトナムにおける「農福連携」の可能性を検討することを掲げておきたい。

【註】

- 1) 日本経済新聞 2018年12月27日付
- 2) 本統計は2016年から2017年にかけて、ベトナム統計総局が UNICEF の技術支援を受けて実施した全国障害者調査に基づいている。なお、全国調査とあるが国内全地域(行政区)を対象とする悉皆調査なのか、一定の地域を抽出した調査であるのかは不明である

UNICEF (2019) *Launch of Key Findings of Viet Nam's first large-scale National Survey on People with Disabilities* (2016) <https://www.unicef.org/>

[vietnam/press-releases/launch-key-findings-vietnams-first-large-scale-national-survey-people-disabilities](http://www.vietnam.com/press-releases/launch-key-findings-vietnams-first-large-scale-national-survey-people-disabilities) 最終閲覧日2019年11月12日

- 3) ILO (2013) *Inclusion of People with Disabilities in Viet Nam* http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@ifp_skills/documents/publication/wcms_112407.pdf 最終閲覧日 2019年10月12日
- 4) 就学率40%程度という推計は教育訓練省や教育研究者等によって様々に指摘されているが、ここではチャン・ディン・トゥアン、グエン・スアン・ハイ(2011)(ベトナムにおける障害児教育、日本ベトナム障害児教育・福祉研究, vol. 8 & 9, 文理閣, 78-89)による指摘を参照している
- 5) UNICEF (2018) *Children with disabilities in Viet Nam, Findings of Viet Nam's national survey on people with disabilities 2016-2017* <https://www.unicef.org/vietnam/media/2766/file/children%20with%20disabilities%20survey%20findings.pdf> 最終閲覧日 2019年11月12日
- 6) 先のベトナム統計総局の調査(2016年)によれば、障害のある生徒を教えるための訓練を受けている教師は7人に1人に過ぎないと指摘している(前掲5)
- 7) 調査日は、2019年9月3日
- 8) 調査日は、2019年9月5日である。調査内容は、①センター長より施設についての概要説明、②センター長との懇談内容、③施設内の見学内容、④センター利用者との交流であった。なお、本報告では、本センター長より受けた概要説明、センター長との懇談、施設見学、センターの設立の経緯や業績等が記された資料(英文)を参考に報告する
- 9) 調査日は、2019年9月4日
- 10) 株式会社スワンは、ヤマトホールディングスの特例子会社である
- 11) スワンベーカリー「会社概要」<http://www.swanbakery.co.jp/corporate/> 最終閲覧日 2019年10月11日
- 12) 2019年9月30日より、レライ店は閉店となり、グエンチャイ店へ統合することとなった
- 13) スワンベーカリー「スワンのあゆみ」<http://www.swanbakery.co.jp/>

- www.swanbakery.co.jp/corporate/history.html
最終閲覧日 2019年10月11日
- 14) ヤマトグループ「ヤマトグループと365トレーディング・ロジスティクスがベトナム国内で保冷小口配送サービスを提供する合弁会社の設立に合意」http://www.yamato-hd.co.jp/news/h28/h28_116_01news.html 最終閲覧日 2019年10月11日
- 15) ここでは個人情報保護に配慮し、匿名 (A氏) とする
- 16) 株式会社スワン「アグリスワンの取り組みについて」<http://www.swanbakery.co.jp/business/agriculture.html> 最終閲覧日 2019年10月11日
- 17) なお、同法典の2012年改定以前は、障害者雇用義務率は、建設業、輸送業、鉱業等2%、その他の部門は3%であった。2012年改定によって、障害者雇用義務制度等が廃止された(厚生労働省(2014) 東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(ベトナム) 2013年海外情勢報告 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/t5-11.pdf> 最終閲覧日 2019年11月12日)。また、労働法典は、①障害者を雇用する雇用者が障害者の健康を確保すること、②労働能力喪失率が51%以上の障害をもつ被雇用者を時間外労働・深夜労働させることの禁止、③障害者を重労働業務、有害業務又は有害物質を取り扱う業務をさせることの禁止等を規定している(厚生労働省(2019) 東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(ベトナム) 2018年海外情勢報告 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t5-13.pdf> 最終閲覧日 2019年11月12日)
- 18) *Vietnam Pictorial*, No.729, September 2019, pp. 54-57
- 【参考文献】**
- ディン・グエン・チャン・トゥ (2017) ベトナムにおける障害者の自立生活とコミュニケーションスキルの教育 黒田学編 アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題 クリエイツかもがわ
- Hold the future center (Vi Ngay mai) (2009), *Profile of hold the future center (Vi Ngay mai) "A place to ensure life for young people with disabilities"*, Vietnam Relief Association for Handicapped Children, No. 238/2009/QD-TU dated, 2009
- Hold the future center (Vi Ngay mai) (2019), *Hold the future "The future life of young disabled people"*.
- 黒田学 (2008) 知的障害児への早期介入プログラムに関する面接調査研究—ハノイの療育施設・サオマイセンターにおける調査から— 日本ベトナム障害児教育・福祉研究 vol. 6 文理閣
- 黒田学 (2011a) ベトナムの障害児教育の動向と課題—ハノイ師範大学障害児教育学部開設10周年記念式典および研究会議(2011年)を踏まえて— 日本ベトナム障害児教育・福祉研究 vol. 8 & 9 文理閣
- 黒田学 (2011b) ベトナムにおける知的障害児の早期介入に関する機関調査研究—ハノイ、フエ市、ホーチミン市を中心に— 日本ベトナム障害児教育・福祉研究 vol. 8 & 9 文理閣
- 黒田学 (2015) ベトナムの障害者教育法制と就学実態 小林昌之編 アジアの障害者教育法制—インクルーシブ教育実現の課題 アジ研選書38 アジア経済研究所 163-191
- 黒田学編 (2017) アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題 クリエイツかもがわ
- 黒田学編 (2019) 若き医師たちのベトナム戦争とその後—戦後の礎を築いた人たち— クリエイツかもがわ
- 黒田学・武分祥子・小西豊 (2017) ベトナムの障害者教育・福祉の実情と課題 黒田学編 アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題 クリエイツかもがわ 16-30
- 小倉昌男 (2003) 福祉を変える経営—障害者の月給1万円からの脱出 日経 BP
- 斉藤善久 (2012) ベトナムの障害者雇用法制 小林昌之編 アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進 アジ研選書31 アジア経済研究所
- 坂本光司 (2010) “弱者”にやさしい会社の話 大事なことを教えてくれる14の企業の思いと経営 近代セールス社
- 武分祥子・菱田博之・川手弓枝・黒田学 (2019) ベトナムの施設調査における障害児支援の現状と課題 飯田女子短期大学紀要 36 67-89.

Survey

The Trends and Practices of Vocational Training and Employment of Persons with Disabilities in Vietnam : Through a Field Survey of Social Centers for Persons with Disabilities in Hanoi and Ho Chi Minh City

KURODA Manabuⁱ, NOMURA Minoruⁱⁱ, II Isamiⁱⁱⁱ

Abstract : This article introduces recent trends in vocational training and employment for persons with disabilities in Vietnam, through a field survey to identify good practices of social centers for persons with disabilities in Hanoi and Ho Chi Minh City, and discusses some issues related to employment of persons with disabilities. The subjects of this survey are the Sao Mai Child Care Center, Vi Ngay Mai Vocational Training Center for Persons with Disabilities in Hanoi, Faculty of Social Work, Hanoi University, and Nguyen Trai, Swan Cafe and Bakery in Ho Chi Minh City. The Vietnamese government signed the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in October 2007, ratified it in February 2015, and enacted the Law on Persons with Disabilities in June 2010 as a national legislation to promote the rights of persons with disabilities. However, through this field survey that it is revealed that there is an urgent need to establish social welfare systems for persons with disabilities and employment systems for persons with disabilities in Vietnam. It also describes the necessity of expanding the social worker training system, including teacher training specializing in education for children with disabilities, and allocating social workers to institutions and social centers.

Keywords : Vietnam, employment of persons with disabilities, vocational training, social work

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University

ii Assistant Professor, Faculty of Letter, Otani University

iii Master's Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University